

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月10日
【四半期会計期間】	第37期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）
【会社名】	株式会社ハウス オブ ローゼ
【英訳名】	HOUSE OF ROSE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神野 晴年
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 池田 達彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 池田 達彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第1四半期 累計期間	第37期 第1四半期 累計期間	第36期
会計期間	自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 6月 30日	自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 6月 30日	自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日
売上高 (千円)	3,414,588	3,455,091	13,636,130
経常利益 (千円)	38,020	76,997	396,113
四半期(当期)純利益 (千円)	34,096	40,953	212,022
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	934,682	934,682	934,682
発行済株式総数 (株)	4,703,063	4,703,063	4,703,063
純資産額 (千円)	5,262,134	5,325,179	5,369,535
総資産額 (千円)	8,981,025	8,902,199	8,538,890
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.25	8.71	45.09
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	40.00
自己資本比率 (%)	58.6	59.8	62.9

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期の国内景気は、人手不足の深刻化や不透明な海外情勢など懸念材料がある一方で、企業収益や雇用情勢等に改善がみられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。小売業界では、株価の上昇傾向などを背景として消費者マインドが改善する中、インバウンド需要の盛り返し等も加わり、個人消費全体としても緩やかに持ち直してまいりました。

（直営店商品販売事業）

主力であるハウス オブ ローゼ直営店販売事業は、主軸のスキンケア化粧品の販売を強化しつつ、季節限定商品の導入や、それに伴う販売促進策の実施等により、売上増並びに課題である新客数の増加に取り組んでまいりました。また当四半期には新店1店舗を出店しましたが、前期に実施した不採算店舗の退店による店舗数減少の影響もあり、売上高は前年同期比0.3%の微減となりました。一方、既存客数は、ほぼ前年同期の水準を確保しましたが、新客数は4.3%減となりました。

ネット通販事業は、自社ネット通販において広告宣伝や体制の強化等が奏功し、売上高は前年同期比27.4%増となりました。

以上の結果、当事業売上高は26億81百万円（前年同期比0.0%増）、営業利益は27百万円（前年同期は営業損失3百万円）となりました。

（直営店サービス事業）

リラクゼーションサロン事業は、施術スタッフの適性化を図りながら不採算店舗の退店を進めており、当四半期も1店舗を退店、第1四半期末時点の店舗数は前年同期より3店舗減少しました。店舗数の減少による客数減等の影響で売上高は前年同期比3.8%減となりましたが、既存店ベースでは前年同期並みを維持しました。

カーブス事業は、既存会員様の紹介などによる会員獲得が微増に留まったものの、売上高は前年同期比1.2%増となりました。

以上の結果、当事業売上高は3億92百万円（前年同期比1.5%減）、営業利益は17百万円（前年同期比35.1%減）となりました。

（卸売販売事業）

個人オーナー向け卸売部門は、既存店の改装によるプラス効果があったものの、前期からの店舗退店による店舗数減の影響で、売上高は前年同期比2.4%の減少となりました。また、量販店向け卸売部門は、ボディケア化粧品を中心とした新MD「リラクスタイム」の新規出店ペースの鈍化、及び一部既存店の売上低迷により、売上高は前年同期比5.7%の減少となりました。一方、その他一般向け卸売につきましては、通販事業者向け売上が大きく伸び、売上高は前年同期比で80.3%増となりました。

以上の結果、当事業売上高は3億81百万円（前年同期比13.7%増）、営業利益は33百万円（前年同期比73.6%増）となりました。

以上の結果、当第1四半期における全社売上高は34億55百万円（前年同期比1.2%増）となりました。費用面では、卸売販売事業の売上増や、サービス事業のスタッフ数増加が押し上げ要因となりましたが、それ以外の諸経費の抑制効果等により、営業利益は78百万円（前年同期比82.2%増）、経常利益は76百万円（前年同期比102.5%増）、四半期純利益は40百万円（前年同期比20.1%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありませんが、当社の財務および事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を発展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものではないと考えております。

取組みの具体的な内容

イ. 当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は現在、連結財務諸表作成会社といたしておりません。当社は創業以来の化粧品販売事業をコアビジネスと捉え、それを補完する事業を行いつつも経営資源の大部分を化粧品販売事業に投入しております。子会社につきましても、主として化粧品販売事業を進展するために法令に従い、必要最小範囲において当社が出資しております。以上のように当社に集中して投入された経営資源（財産）の活用につきましては、剰余金の処分は株主総会での決議事項としておりますが、基本方針は取締役会にて定め、執行役員制度の下、「業務分掌規程」や「職務権限規程」をはじめとする各種規程に従い執行し、その結果をフィードバックしております。さらに監査役および内部監査において定期的に適法性・妥当性および統制状況についてモニタリングを行っております。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は現在のところ所謂「買収防衛策」は導入しておりませんが、仮に当社の財産および経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものとしたします。具体的には、社外の専門家を含め、当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資しないと判断した場合には、速やかに対抗措置の要否および内容等を決定し実行する体制を整えます。

取組みの該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、取締役会において決議いたしました。基本方針にも掲げているように、当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。従いまして当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を個別に判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものとしております。

ロ. 当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと。

現在「買収防衛策」を導入せず個別に評価し、社外の専門家を含め第三者の意見に基づき措置を講ずることとしております。

ハ. 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

当社は、顧客の支持をはじめ様々なステークホルダーの支援により現在に至っていると考えております。経営理念もその認識を踏まえて掲げているものであり、当社はそれに基づき事業活動に努めております。今回の基本方針は、そのことを十分念頭において取締役会にて決議いたしました。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,703,063	4,703,063	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	4,703,063	4,703,063	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	-	4,703,063	-	934,682	-	1,282,222

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日である平成29年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,701,100	47,011	同上
単元未満株式	普通株式 1,463	-	同上
発行済株式総数	4,703,063	-	-
総株主の議決権	-	47,011	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式39株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2丁目21番7号	500	-	500	0.0
計	-	500	-	500	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.67%
売上高基準	- %
利益基準	3.56%
利益剰余金基準	0.44%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成29年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,281,469	2,337,974
売掛金	983,448	1,184,984
商品及び製品	1,515,663	1,638,798
その他	135,612	162,666
流動資産合計	4,916,194	5,324,423
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	376,016	372,316
土地	1,408,982	1,369,668
リース資産(純額)	30,486	25,345
有形固定資産合計	1,815,485	1,767,331
無形固定資産	15,224	7,652
投資その他の資産		
差入保証金	645,176	650,444
その他	1,147,519	1,153,193
貸倒引当金	709	845
投資その他の資産合計	1,791,986	1,802,792
固定資産合計	3,622,695	3,577,775
資産合計	8,538,890	8,902,199
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	318,145	432,924
電子記録債務	821,809	821,973
短期借入金	-	150,000
未払法人税等	146,049	92,367
賞与引当金	199,627	339,091
その他	508,749	550,818
流動負債合計	1,994,382	2,387,175
固定負債		
退職給付引当金	1,054,267	1,078,436
役員退職慰労引当金	59,884	62,064
その他	60,821	49,344
固定負債合計	1,174,973	1,189,844
負債合計	3,169,355	3,577,019
純資産の部		
株主資本		
資本金	934,682	934,682
資本剰余金	1,282,222	1,282,222
利益剰余金	4,070,849	4,017,751
自己株式	566	566
株主資本合計	6,287,186	6,234,089
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	53,282	62,023
土地再評価差額金	970,933	970,933
評価・換算差額等合計	917,651	908,910
純資産合計	5,369,535	5,325,179
負債純資産合計	8,538,890	8,902,199

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	3,414,588	3,455,091
売上原価	964,261	993,825
売上総利益	2,450,327	2,461,265
販売費及び一般管理費	2,407,038	2,382,403
営業利益	43,289	78,861
営業外収益		
受取利息	648	446
受取配当金	1,178	1,242
不動産賃貸料	194	194
その他	1,127	1,548
営業外収益合計	3,148	3,430
営業外費用		
支払利息	617	298
不動産賃貸原価	238	122
リース解約損	7,561	4,873
営業外費用合計	8,417	5,294
経常利益	38,020	76,997
特別利益		
投資有価証券売却益	-	2,792
特別利益合計	-	2,792
税引前四半期純利益	38,020	79,789
法人税、住民税及び事業税	66,680	74,690
法人税等調整額	62,755	35,853
法人税等合計	3,924	38,836
四半期純利益	34,096	40,953

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	24,209千円	16,046千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,051	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月2日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,050	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月6日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,680,687	398,391	335,509	3,414,588
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	2,680,687	398,391	335,509	3,414,588
セグメント利益又は損失()	3,221	26,968	19,542	43,289

(注) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,681,035	392,415	381,640	3,455,091
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	2,681,035	392,415	381,640	3,455,091
セグメント利益	27,424	17,503	33,933	78,861

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	7円25銭	8円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	34,096	40,953
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	34,096	40,953
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,702	4,702

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成29年5月12日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・94百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成29年6月6日

(注) 平成29年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月10日

株式会社 ハウス オブ ローゼ
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 村 順 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウスオブローゼの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第37期事業年度の第1四半期会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウスオブローゼの平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。